

自動車運転代行業に関する窓口一覧

(平成27年4月1日以降)

平成27年4月1日より、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)に基づく国土交通大臣の事務・権限※(標準自動車運転代行業約款の作成を除く。)が都道府県知事に移譲されます。

移譲後の各都道府県の担当部署は以下のとおりです。

都道府県名	担当部署等名	電話番号
愛知県	県民生活部 地域安全課 交通安全グループ	052-954-6177
岐阜県	都市建築部 公共交通課	058-272-8657
三重県	地域連携部 交通政策課 生活交通班	059-224-2805
静岡県	交通基盤部 都市局 地域交通課	054-221-3194
福井県	総合政策部 交通まちづくり課 総合交通対策グループ	0776-20-0291

※ 参考(移譲される事務・権限)

- ・都道府県公安委員会による認定又は認定の拒否に係る事前の協議・同意 (法第5条第4項)
- ・都道府県公安委員会による認定の取消しに係る事前の協議・同意 (法第7条第2項)
- ・都道府県公安委員会からの変更の届出の通知の受理 (法第8条第2項)
- ・都道府県公安委員会からの認定証の返納の通知の受理 (法第9条第3項)
- ・自動車運転代行業約款の届出の受理 (法第13条第3項)
- ・自動車運転代行業を営む者に対する報告徴収及び立入検査 (法第21条第2項)
- ・都道府県公安委員会による自動車運転代行業者等に対する指示に係る通知の受理 (法第22条第1項)
- ・自動車運転代行業者に対する指示及び都道府県公安委員会に対する通知 (法第22条第2項)
- ・都道府県公安委員会による営業の停止命令の要請 (法第23条第2項)
- ・都道府県公安委員会による営業の停止命令に係る事前の協議・同意 (法第23条第3項)
- ・都道府県公安委員会による営業の廃止命令に係る事前の協議・同意 (法第24条第2項)